日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の

「3. Means of transport and route(as far as known)」欄に関する仕様変更について

2019年4月17日日本商工会議所 国際部

日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書について、経済産業省より、 日アセアン協定に沿った様式にするためシステム改修するよう指摘がありました。

これを受けて、今般、第一種特定原産地証明書発給システム(以下「発給システム」)において、日アセアン経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書の「3. Means of transport and route(as far as known)」欄について、「項目名の印字」および「船積日の印字」に関するシステム制御を変更するようシステム改修を行いました。

本件については、<u>5月13日(月)8:00AM以降に発給される証明書</u>から、発給システム上の必須入力事項及び第一種特定原産地証明書への印字内容を下記のとおり変更いたします。

記

- 1. 変更内容(日アセアン協定のみ変更)
- (1)項目名(船積日、便名、仕向地)の印字

「3. Means of transport and route (as far as known)」の欄について、各項目の証明書への記載有無に合わせて項目名を記載する仕様となっているが、今後、項目内容の記載有無に関わらず、「Shipment date」、「Vessel's name/Aircraft etc.」、「Port of discharge」の項目名を記載する。

Means of transport and route (as far as known)			
Shipment date			
Vessel's name/Aircraft etc.			
Port of discharge			

※各項目の記載有無に関わらず、上図の赤枠内の項目名を印字。

(2) 船積日の印字

日アセアン協定に基づく第一種特定原産地証明書に記載される船積日について、遡及発給でない場合(船積日前の発給)は船積日が印字されない仕様となっているが、今後、発

給申請時の「証明書に記載する」欄のチェック有無に応じて証明書に記載するよう仕様を変更する。

(変更前のシステム制御)

遡及発給でない場合	システム入力必須、証明書上に記載されない
遡及発給の場合	システム入力必須、証明書上に記載される

(変更後のシステム制御)

遡及発給でない場合	システム入力必須、入力時の「証明書に記載する」欄(下図
	赤枠内)のチェック有無に応じて証明書上に記載される
遡及発給の場合	システム入力必須、証明書上に記載される

			証明書 記載す	
Means of Transport and route	0	船積日(予定日)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
		積込地:英文	lacksquare	
		経由地:英文		
		仕向地: 英文		
		便 名:英文	lacksquare	

2. 適用開始日

2019年5月13日8:00AM以降に状態が手続中(承認)となった証明書から適用開始

以上